

2023年(令和5年)9月12日

〒104-0032

東京都中央区八丁堀三丁目12番8号 HF八丁堀ビルディング2F

一般社団法人日本少額短期保険協会

会長 渡邊 圭介 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205

URL : <https://hyogo-c-net.com>

[連絡先] 間瀬・鈴木法律事務所

弁護士 鈴木 尉久

TEL 078-351-1669 FAX 078-351-1667

再 申 入 書

当法人は、貴協会に対し、2023年(令和5年)5月12日付質問書により、令和5年2月22日付で貴協会よりいただいた回答書の記載内容を踏まえた質問をさせていただいたところ、令和5年6月12日付「質問に対する回答書」(以下、「本件回答書」と言います。)により、貴協会から上記質問書に対するご回答をいただきました。ご対応くださりありがとうございました。

今般、貴協会からの本件回答書を検討しましたところ、特に自動更新条項に関して、当法人の考え方とは異なる見解が示されており、両者の見解の相違する点

を整理し、指摘することが、今後の協議を進めるうえで有益ではないかと考えます。

そこで、当法人は、貴協会に対し、本書により、本件回答書の内容を踏まえて、再度の申入れをする次第です。本申入れに対する貴協会の御回答は、文書にて当法人事務所までご送付いただきたく存じます。その回答の期限については、貴協会が、葬儀保険取扱いの加盟各社に対し、令和5年9月末日までに当法人の2022年（令和4年）12月6日付申入書への具体的対応を求めておられることを踏まえ、2023年（令和5年）10月31日までにお問い合わせ致します。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴協会からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

第1 申入れの趣旨

貴協会において、「葬儀保険」などと称する定期保険商品を販売している貴協会の会員たる少額短期保険業者に対し、下記の点を指導することを求める。

記

- 1 消費者との間で少額短期保険における「葬儀保険」などと称する定期保険契約を締結するにあたって、自動更新条項を含む約款を用いないようにすること。もしそれが難しい場合には、少なくとも、消費者が、次回保険期間満了時において自動更新と申出更新のいずれかの方式を選択することができる機会を、保険期間開始又は保険期間満了のたびに設けること。
- 2 消費者自身又はその親族から、上記「葬儀保険」の更新時点における消費者の判断能力に疑義があった旨の申出があり、その疑義に相当の根拠があることが判明したときは、更新を無効とし、保険期間満了時以降に収受した保険料を返還する取扱いをすること。

第2 申入れの理由

1 再加入と契約更新

既存の保険契約の保険期間が満了した場合において、消費者が保険加入の継続を選択したときは、一般的に、再加入よりも契約更新のほうが、消費者に有利になると考えられます。なぜなら、①再加入時には消費者の健康状態悪化等の審査がなされ、少額短期保険業者による危険選択がなされうるが、契約更新の場合には、少額短期保険業者による危険選択はないこと（この点については、本件回答書でご教示いただきました。）、②新規加入上限年齢を超過したが更新上限年齢に達していない消費者は、再加入であれば保険加入を継続することができないことになるが、契約更新の場合には保険加入を継続することができること、③再加入であれば自殺免責期間、告知義務違反解除の除斥期間は再加入の日から起算されるが、契約更新の場合には自殺免責期間、告知義務違反解除の除斥期間は更新前の契約日から起算されること、といった取扱いが約款上なされているからです。

しかし、上記①ないし③は、消費者が保険加入の継続を選択したことを前提として、再加入と契約更新を比較した場合における、消費者にとっての契約更新のメリットであり、保険加入の継続について消費者から特段の意思表示を要するか要さないかという「自動更新か申出更新か」の問題とは次元の異なる問題です。

貴協会の本件回答書においては、上記の①ないし③は、再加入と対比した場合に「更新」に附帯する利益であり、「申出更新」の場合にも、上記の①ないし③の利益があることについて、十分な意識が及んでいないように見受けられます。すなわち、本件回答書の記載を見る限り、貴協会は、「更新」の利益を「自動更新」の利益と混同しているように思われるのです。

2 本件における選択の分岐点

保険契約が期間満了を迎えたときの選択の分岐点は、別紙【図】のとおり、論理的には3つ存在すると考えられます。

第1は、保険契約を終了させるか、継続させるかの選択（分岐点）であり、

その選択は、消費者がみずからの判断で行うこととなります。

第2は、保険契約を継続させる場合、再契約の方法によるか契約更新の方法によるかの選択（分岐点）であり、その選択については、一般に更新のほうが消費者にとって有利であることから、保険約款において、系統的に契約更新の方法が用意されています。したがって、保険契約を継続させる方法としては、契約更新の方法だけがシステム上残されているものであり、再契約の方法は選択肢としては閉ざされていると考えられ、実際上は、保険契約の継続＝保険契約の更新という取扱いがなされています。

第3は、消費者が保険契約の継続＝保険契約の更新を決意した場合に、そのことを保険会社に連絡する意思表示の方法にかかる選択（分岐点）であり、自動更新の方法と申出更新の方法の二つがあります。

当法人は、第3の分岐点（意思表示の方法）に関し、葬儀保険において少額短期保険業者が申出更新の余地をなくして自動更新の方法を採用し、これを消費者に約款条項に定める形式で強制していることに疑義を呈しているものです。

3 自動更新と申出更新の相違点

自動更新と申出更新は、保険期間満了時において消費者が保険契約の更新を選択した場合における意思表示の方法に関する選択肢であり、消費者の保険契約の終了・継続の判断が適正になされている限り、いずれの意思表示の方法が採用されたとしても特段の問題は生じません。

自動更新と申出更新の差が生じるのは、保険期間満了時において消費者が保険契約の終了・継続の判断とその判断に基づく意思表示を適切になし得ない場合です。

すなわち、申出更新と違い、自動更新であれば、消費者が保険期間満了時において、期間満了を意識していなかった等の原因で更新の申出を失念したときでも、保険契約は更新されることとなります（これが貴協会が本件回答書で指摘する、「うっかり更新忘れ」です。）。また、申出更新と違い、

自動更新であれば、消費者が、保険期間満了時において、高齢化に伴う認知症、MC I その他の認知機能の衰えにより、保険契約の終了・継続の判断を適切になし得ないときでも、一応、保険契約は更新されたという扱いを受けることとなります（これが当法人が2023年（令和5年）5月12日付質問書で指摘する、「認知症更新事態」です。）。

4 「認知症更新事態」への評価について

当法人は、2022年（令和4年）12月6日付け申入書において指摘したとおり、葬儀保険における自動更新条項は、①認知バイアスを利用したスラッジとしての機能を持つこと、②葬儀保険の主たる顧客層は高齢者であるところ、高齢者には認知機能の低下の蓋然性がつきまとうこと、また、認知機能の低下があれば一層認知バイアスの効果を受けやすくなること、③保険料増額といった契約の本質的部分の変更を消費者の主体的判断なしに行うこと（この中には当該消費者が高齢化によって判断能力が不十分である場合も含まれます。）は、契約自由の原則に反すること、④契約期間1年を基本とする少額短期保険の制度と矛盾すること、といった観点から、問題があると考えており（その極限的な表れが「認知症更新事態」です。）、貴協会に対し、認知バイアスも念頭におき、高齢者を主たる顧客層として予定する以上は加齢による認知機能の低下も考慮したうえで、契約内容に対する消費者の意思的関与をできる限り確保する制度設計への配慮を求めたつもりです。具体的には、葬儀保険においては、自動更新条項の使用を止めて申出更新の制度を導入するか、あるいは、少なくとも、自動更新の方式とするか申出更新の方式とするかについて、消費者に選択の機会を設けることが必要であると考え、そのご検討をお願いしたものです。

ところが、本件回答書7頁の記載を拝読しますと、貴協会は、「認知症更新事態」、すなわち、「高齢者が、いわゆる『葬儀保険』を最初に締結した後、加齢に伴い認知症に罹患することとなり、判断能力を失ったにもかかわらず、自動更新条項により、更新拒絶の是非の判断及び更新拒絶の意思表示

をすることができないまま『葬儀保険』の継続を余儀なくされ、保険料の増額まで甘受しなければならない事態」について、法律上有効であるから問題ない、終了についても法的手段を講じれば問題ないと回答されているように思われます。しかし、前記のとおり、当法人は、「認知症更新事態」で自動更新された保険契約の有効・無効を問題としているわけではなく、「認知症更新事態」を頻発しかねないような葬儀保険における自動更新条項について、その制度設計の見直しが必要ではないかと指摘させていただいたものです。

「認知症更新事態」は制度的に回避されることが望ましい事態であるという点について、貴協会からの明言がいただけなかったことは、まことに残念です。

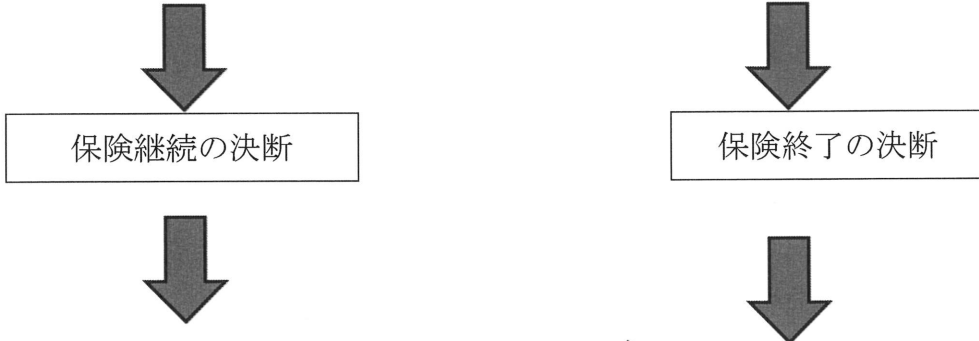
なお、契約の更新とは、既に期間の定めのある契約を締結している契約当事者が、当事者双方の合意によって、当該契約の期間満了時を始期とする当該契約と同一条件の契約を再度締結することを言います。契約更新が合意である以上は、自動更新の方式がとられている場合であっても、更新時に消費者の意思能力が失われていた場合には、約款上の自動更新条項が無効となるかどうかはともかくとして、保険契約の更新自体は無効であると考えられ、この点に関する貴協会のご回答も、歯切れが悪いものであることを指摘させていただきます。

以 上

別紙【図】

【分岐点1】 継続か終了か

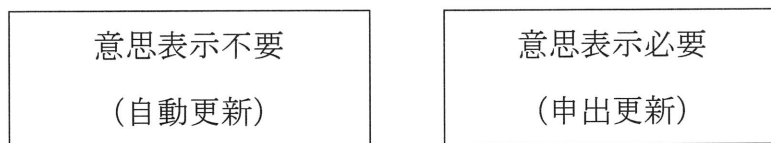
消費者の保険加入の継続 or 終了に関する判断



【分岐点2】 契約更新か再契約か



【分岐点3】 更新時の意思表示が必要か否か



【契約者の判断能力】 判断能力があるかないか



認知症更新事態

